

令和3年12月8日

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則その他関係省令の改正案の概要」に対する意見について

令和3年11月9日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

令和3年12月8日

「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則その他関係省令の改正案の概要」に対する意見

項番	該当箇所	意見	理由
1	1 ページ「I. 趣旨 第1 段落」	第6次エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）は、2050年カーボンニュートラルを実現するために、「再生可能エネルギーを主力電源として最優先の原則の下で最大限に取り組む」と位置付けたものと理解している。 銀行界としても今後、脱炭素化の中での安定的なエネルギー供給の実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる促進等、関連するビジネスも積極的にファイナンス面で支援をしていく所存である。	—
2	1 ページ「I. 趣旨 第2 段落」および9 ページ「様式関係」	改正法により措置された規定は令和4年4月1日施行であるため、本意見公募後速やかに、本改正案に含まれる各制度（FIP 制度関連、一時調達契約関連、積立金関連、代理出力制御関連）に必要な書式の開示をお願いしたい。	発電事業者および金融機関においても制度理解や準備の時間が必要であるため。
3	3 ページ「第3条の3 供給促進交付金の額の算定方法」のうち「プレミアム不交付時間帯」	いわゆる出力抑制が起きているような需要の低い時間帯（プレミアム不交付時間帯）の発電を抑制し、他方、発電事業者の収益性確保のためにプレミアム対象時間帯の単価をあげる措置という主旨は理解する。 しかしながら、そもそも再生可能エネルギー発電所が出力抑制を受けることがないように、系統の整備などを進めていただきたい。	太陽光や風力といった自然由来の変動電源においては、ピークシフト手法は太陽光の西向き設置、蓄電池、発電所の保守管理をプレミアム不交付時間帯にあてるなど限定的であるため。

項番	該当箇所	意見	理由
4	4 ページ「第3条の4 基礎となる平均価格を算出するための期間」第3条の5 供給促進交付金単価の算定方法」	<p>参照期間が年次参照となり、また参照価格が卸電力取引市場の売買取引価格や非化石証書に係る売買取引価格によって計算されることとなり、FIT 制度に比べると収入に不確実性(ボラティリティ)が増加することとなると認識している。</p> <p>金融機関としても(項番1のとおり)、FIP 制度下にあっても再生可能エネルギー発電所をファイナンスで支援すべく検討を進めたいが、上記のとおり不確実性が増える中、検討に必要な各市場における取引実績や見通しといったデータ開示、実際に FIP 制度を活用した発電所における実績も踏まえて、継続的に見直しをいただきたい。</p> <p>なお、その際に、事業開始・ファイナンス済みの発電所に対して遡及的にその採算を損なうような改変は行わないようお願いしたい。</p>	<p>新たな制度であり不断の見直しが必要であるとともに、再生可能エネルギーの普及に向けて事業者・金融機関の投融資を促すためには予見性の確保が重要であるため。</p>
5	4 ページ「第3条の5 供給促進交付金単価の算定方法」のうち「(ただし、①の額及び②の額を加え、並びに③の額を控除した額が負の値となる場合には、その額を零とみなしたうえで④の額を控除することとする」	<p>「市場価格高騰時翌年度の参照価格の取り扱い」として、市場価格が高騰した月(X年のN月)の翌年の対応する月(X+1年のN月)において参照価格を負の値とせず、多額のプレミアムを支払わないようにする措置と理解している。</p> <p>しかしながら、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においても業界団体から慎重な検討を求める声が寄せられており、「零とみなさない」取扱いが望ましい。</p> <p>もしこの「零とみなす」措置が導入されるのであれば、そもそも電力価格高騰を招かないような対策をお願いしたい。</p>	<p>市場価格の高騰により X 年の参照価格が上昇することで、X+1 年の N 月以外のプレミアム額が減少することとなり、X+1 年の N 月のプレミアムはその減少分を補填し、もって発電所の年間の収入を確保するものだと考えるが、本措置が導入されるなら X+1 年の収入減少につながるため。</p>
6	4 ページ「第3条の5 供給促進交付金単価の算定方法」のうち①	<p>FIP 電源の持つ環境価値は、非化石価値取引制度における非 FIT 非化石証書(再エネ指定)とされ、FIP 認定事業者による市場応札行動が市場価格に影響を及ぼすことを防ぐため、過去の市場価格の平均値を参照することとしつつ、非化石価値取引制度との関係においては、非化石価値取引制度の見直しがあった場合には FIP 電源における非化石価値の取扱いについても必要に応じて見直しを行うもの、と整理されたものと承知している。</p>	<p>非化石価値相当分は新たに発電事業者に帰属する一方で非化石価値取引市場自体が新しい市場であることから、価格の予見性および売却できる蓋然性の予測がしにくいため。</p>

項番	該当箇所	意見	理由
		この点、環境価値は現状売れ残りのリスクがあるものと認識しており、非化石価値取引市場の設計や FIP 制度の見直しにおいては利便性・予見可能性にご配慮いただきたい。	
7	4 ページ「第 3 条の 5 供給促進交付金単価の算定方法」のうち④	インバランス料金が各発電所に交付されるものの、特に変動電源の発電所においては個々の発電所における計画値同時同量の達成が困難な中、アグリゲーターの活用が見込まれると思料されるところであり、アグリゲーションビジネスの活性化支援の継続拡充をお願いしたい。	発電事業者の長期安定した収益性確保や金融機関のファイナンスの検討にあたっては、信用力のあるアグリゲーターによるオフテイク契約やバランシングが重要であるため。
8	7 ページ「第 14 条の 2 出力の制御が代理で行われた時間帯における特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の取扱いの特例」	オンライン事業者が代理制御を受けたことにより補填される収入の受領タイミングは、代理制御がなければ通常受け取れていたはずの収入と同じタイミングになるように設計していただきたい。また、その他にもオンライン事業者が不利益を受けることのない制度設計にしていきたい。	融資における元利金返済スケジュールや、配当原資の計算（例：10 月から 3 月の収支をもとに 4 月に配当）に影響を与えないようにするため。

以 上